

最近改正 令和 2 年 7 月17日例規（交規）第69号

この度、別記のとおり警察署高齢運転者等標章事務処理要領を制定し、平成24年 4 月 1 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「「警察署高齢運転者等標章事務処理要領の制定について」の効力延長について」（平成23年12月 7 日一般（駐）第659号）は、廃止する。

別 記

警察署高齢運転者等標章事務処理要領

1 趣旨

この要領は、警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）において行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の 2 第 2 項に規定する高齢運転者等標章（以下「標章」という。）の交付等に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 交付申請の取扱い

法第45条の 2 第 1 項の届出及び同条第 2 項の申請（以下「交付申請」という。）があったときは、次により措置するものとする。

- （1） 標章の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が提出した高齢運転者等標章申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第 1 の 3 の 2）について、施行規則第 6 条の 3 の 2 第 2 項の規定により提示された書類により、次に掲げる事項を確認する。

ア 交付申請者の住所が大阪府内であること。

イ 届出に係る車両が法第 3 条に規定する普通自動車であること。

ウ 交付申請者が法第45条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する者であること。

- （2） 前記（1）により確認を行った交付申請については、警察署長の決裁の終了後、次により標章を作成する。

ア 標章管理業務実施要領（令和 2 年 7 月17日例規（交規）第68号）第 2 に規定する標章管理業務（以下「管理業務」という。）に必要な事項を登録し、標章の番号の指定を受けること。

イ 標章に、前記アにより指定を受けた番号、交付年月日、被交付者の氏名等を記載した上、大阪府公安委員会公印規則（昭和58年公委規則第14号）に定める専用公印を押印すること。

- （3） 標章の交付に当たっては、交付申請者に標章の記載事項に誤りがないかどうかを確認させるとともに、標章に記載された注意事項等のほか、次に掲げる事項を教示する。

ア 標章は、公安委員会（他の都道府県公安委員会を含む。）による高齢運転者等標章自動車駐車可、高齢運転者等標章自動車停車可又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間の交通規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できないこと。

イ 標章は、標章の裏面に記載された被交付者が運転する場合に限り使用できること。

3 記載事項変更届出の取扱い

施行規則第 6 条の 3 の 3 の規定による届出（以下「記載事項変更届出」という。）があったときは、次により措置するものとする。

- （1） 高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第 1 の 3 の 4）について、施行規則第 6 条の 3 の 3 の変更が生じたことを証する書類により、次に掲げる届出の内容の区分に応じ、それぞれに定める事項を確認する。

ア 住所の変更 変更後の住所が大阪府内であること。

イ 車両の変更又は追加 変更後の車両又は追加した車両が法第 3 条に規定する普通自動車であること。

- （2） 前記（1）により確認を行った記載事項変更届については、警察署長の決裁後、前記 2 の（2）及び（3）に準じて新たに標章を作成して交付する。

4 再交付申請の取扱い

法第45条の 2 第 3 項の規定による申請（以下「再交付申請」という。）があったときは、次によ

り措置するものとする。

なお、再交付申請の理由が標章の遺失又は盗難である場合は、標章の再交付を受けようとする者に対し、標章の遺失又は盗難の届出を行っているかどうかを確認し、届け出ていない場合は、速やかに届け出るよう指導するものとする。

(1) 管理業務により、標章の再交付を受けようとする者に係る標章の交付の事実及びその内容を確認する。

(2) 前記(1)により確認を行った再交付申請については、警察署長の決裁後、前記2の(2)及び(3)に準じて新たに標章を作成して交付する。

5 返納の取扱い

法第45条の2第4項の規定による標章の返納（以下「返納」という。）があったときは、次により措置するものとする。

(1) 返納に係る標章の被交付者の住所が大阪府内であることを確認した上、返納を受理する。

(2) 前記(1)により受理した標章について、交付し、又は再交付した所属を管理業務により確認した上、自所属において交付し、又は再交付したものである場合は管理業務に必要な事項を登録し、他所属において交付し、又は再交付したものである場合は当該所属に返納について通知する。

(3) 前記(2)による登録又は通知を終えた標章については、裁断等復元できない方法により廃棄する。

6 標章の回収

返納の義務があるにもかかわらず返納していない被交付者を認めた場合は、速やかに返納させるものとする。ただし、当該被交付者が返納する前に死亡しているときは、当該被交付者の親族又は同居人に、返納を働き掛けるものとする。この場合において、被交付者の親族及び同居人には返納の義務がないことに留意する。

7 報告

標章の偽造等の標章に係る特異な事案及び法第120条第1項第16号に掲げる事項のいずれかに違反した事案を認知したときは、その都度、電話により交通部長（交通規制課）宛てに報告するものとする。